

奈良労働局発表

平成25年10月29日

**【照会先】**

奈良労働局労働基準部

賃金室長 吉田 善則

賃金指導官 今西 昭男

電話 0742-32-0206

## 奈良県特定最低賃金（3業種）の改正決定について答申

奈良地方最低賃金審議会（会長 伊藤 忠通）は、平成25年10月29日に本審議会を開催し、本年8月23日に奈良労働局長（荒川 あや子）から諮問を受けた奈良県特定最低賃金（3業種）の改正決定について答申を行った。

答申による引上げ額等は次のとおりである。

最低賃金の件名	現 行	平成25年度（今回の答申）		
	時 間 額	時 間 額	引 上 げ 額	引 上 げ 率
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（機械関係製造業）	803円	810円	7円	0.87%
電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業（電機関係製造業）	802円	808円	6円	0.75%
自動車小売業	804円	810円	6円	0.75%

今回の答申は、現下の最低賃金を取り巻く状況や、関係労使からの意見等そして最低賃金に関する実態調査結果などを踏まえ、数次にわたる審議の結果なされたものである。

奈良労働局長（荒川 あや子）は、今回の答申の内容について10月29日付けで「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する公示」を行った。

この公示では、当該改正決定に異議のある関係労使は11月13日までに異議の内容及び理由を異議申出書で提出することとしている。

異議申出がなければ、官報公示を経て、効力発生は本年12月27日からとなる予定である。異議申出があれば、異議の内容等について本審議会において再度審議が行われる。

(参 考)

## 平成25年度の審議会経過（特定最低賃金関係）について

### 「本審議会」

H25. 8. 23	第440回	奈良地方最低賃金審議会（諮問）
H25. 10. 29	第442回	奈良地方最低賃金審議会（答申）

### 「専門部会」

#### 機械関係製造業

第1回	H25. 10. 10	奈良県機械関係製造業最低賃金専門部会
第2回	H25. 10. 15	奈良県機械関係製造業最低賃金専門部会
第3回	H25. 10. 17	奈良県機械関係製造業最低賃金専門部会

#### 電機関係製造業

第1回	H25. 10. 4	奈良県電機機械関係製造業最低賃金専門部会
第2回	H25. 10. 8	奈良県電機機械関係製造業最低賃金専門部会
第3回	H25. 10. 18	奈良県電機機械関係製造業最低賃金専門部会
第4回	H25. 10. 22	奈良県電機機械関係製造業最低賃金専門部会

#### 自動車小売業

第1回	H25. 10. 7	奈良県自動車小売業最低賃金専門部会
第2回	H25. 10. 8	奈良県自動車小売業最低賃金専門部会
第3回	H25. 10. 10	奈良県自動車小売業最低賃金専門部会
第4回	H25. 10. 15	奈良県自動車小売業最低賃金専門部会

なお、特定最低賃金のうち、機械関係製造業最低賃金は、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、電機関係製造業最低賃金は、「電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」が正式名称である。